

地方公務員（一般職）の給与決定の原則

原 則	内 容	該当条項
職務給の原則	職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。	地方公務員法第 24 条 第 1 項
均衡の原則	職員の給与は、（１）生計費、（２）国及び他の地方公共団体の職員の給与、（３）民間事業の従事者の給与、（４）その他の事情を考慮して定めなければならない。	地方公務員法第 24 条 第 3 項
条例主義	職員の給与は、条例で定めなければならない、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。	地方公務員法第 24 条 第 6 項、第 25 条第 1 項、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項、第 204 条第 3 項、第 204 条の 2